

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公開番号】特開2005-193580(P2005-193580A)

【公開日】平成17年7月21日(2005.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-028

【出願番号】特願2004-3725(P2004-3725)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

B 4 1 J 5/30 (2006.01)

G 0 3 G 21/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 29/38 Z

B 4 1 J 5/30 Z

G 0 3 G 21/00 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月27日(2006.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 印刷データを受信する受信部と、

(b) 受信した前記印刷データに基づき、メモリを使用してイメージデータをページ単位で作成するデータ処理部と、

(c) 作成された前記イメージデータを媒体に印刷する印刷部と、

(d) 前記イメージデータが印刷された媒体の位置をずらして排紙する媒体排出部とを有する画像形成装置であって、

(e) 前記データ処理部がページ単位でイメージデータを作成し、前記メモリの不足が検出された場合、前記媒体排出部は前記ページに対応して搬送された媒体の位置をずらして排紙することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

(a) 印刷データを受信する受信部と、

(b) 受信した前記印刷データに基づき、メモリを使用してイメージデータをページ単位で作成するデータ処理部と、

(c) 作成された前記イメージデータを媒体に印刷する印刷部と、

(d) 前記イメージデータが印刷される媒体の種別を選択する媒体選択部とを有する画像形成装置であって、

(e) 前記データ処理部がページ単位でイメージデータを作成し、前記メモリの不足が検出された場合、前記媒体選択部は前記ページに対応して搬送される媒体として異なる種別の媒体を選択することを特徴とする画像形成装置。

【請求項3】

(a) 印刷データを受信する受信部と、

(b) 受信した前記印刷データに基づき、メモリを使用してイメージデータをページ単位で作成するデータ処理部と、

(c) 作成された前記イメージデータを媒体に印刷する印刷部とを有する画像形成装置で

あつて、

(d) 前記データ処理部は、

ページ単位でイメージデータを作成し、

前記イメージデータが媒体の両面に印刷されるべきか否かを判断し、

両面に印刷されるべきと判断した場合には、前記イメージデータを媒体の表裏いずれの面にページ単位で印刷すべきかを判断し、

一方の面に印刷すべきイメージデータの作成中に前記メモリの不足が検出された場合、既に作成された他方の面に印刷すべきイメージデータを破棄することを特徴とする画像形成装置。

【請求項4】

前記メモリの不足が検出された場合、前記ページに対応した媒体を排出して前記印刷データの処理を継続するか、又は、前記印刷データの処理を中断するかを選択する選択手段を有する請求項1～3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記ページに対応した媒体は白紙ページである請求項1～3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記ページに対応した媒体はメモリ不足に関する情報を印刷する請求項1～3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項7】

前記異なる種別の媒体は排紙されたときにはみ出すサイズの媒体である請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項8】

前記ページに対応した媒体には対となるページ番号が印刷される請求項3に記載の画像形成装置。